

要援護者名簿登録制度について

(この名簿への登録申請は強制ではありません。この文書をお読みいただき、本制度の内容について、ご納得いただいたうえで申請してください。)

1 制度の概要について

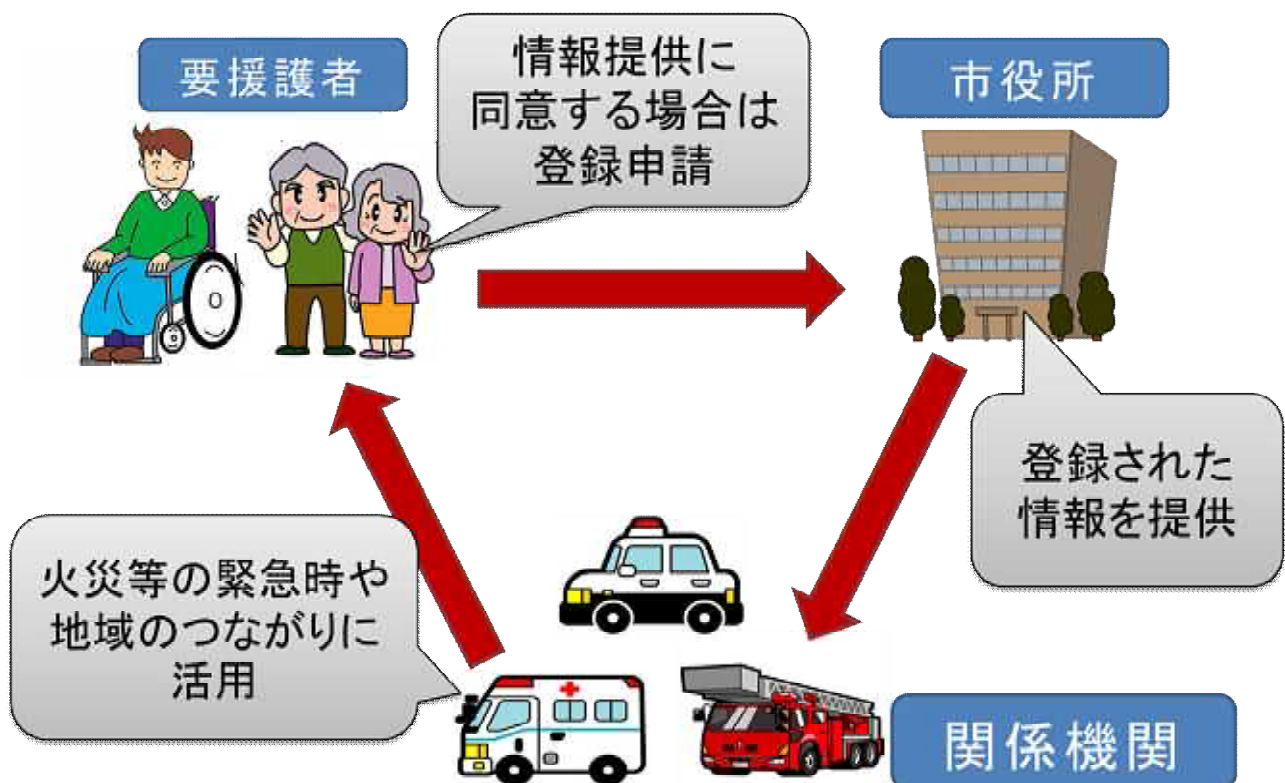
東村山市では普段の生活や災害が起きた時に一定の支援が必要な要援護者（高齢者や障害者など）に対する地域のつながりづくりや、緊急時の支援に役立てるために要援護者名簿の整備を行っています。

市に登録申請をしていただくと、市から地域の関係機関（表1参照）に情報を提供します。関係機関は提供された名簿を支援等に活用します（下図参照）。

(障害者であっても登録申請しなければ、関係機関への情報提供はされません)

表1 地域の関係機関

名称	活用内容
東村山警察署	緊急時の支援等
東村山消防署	
東村山市地域包括支援センター	
民生委員・児童委員協議会	地域のつながりづくり等 このうち、個人情報の 取扱い等について市と 協定を結んだ者のみに 情報提供します
東村山市社会福祉協議会	
福祉協力員	
保健推進員	
自治会長	
自主防災組織	



2 要援護者名簿へ登録方法

関係機関への情報提供に同意の上、同封しました「東村山市要援護者登録申請書」を高齢介護課に提出してください（郵送可）。

3 要援護者名簿についてよくあるご質問

（質問1）登録した情報はどのように活用されるのですか？

（回答1）地域の関係機関に提供され、緊急時の支援やそれぞれの活動の中で活用されます。一例として下記をご覧ください。

（1）市役所等によるみまもり支援...郵便物がたまっている等の異変があった場合に、安否確認の連絡を差し上げることがあります

（2）消防署、警察署による支援...火災発生時や救急車による対応、住民からの安否確認の通報を受けた際に、円滑な支援が可能となります

（3）地域の関係機関（民生委員等）の活動...日頃からの地域活動の中で利用することがあります

（質問2）関係機関にはどのような情報が提供されるのですか？

（回答2）警察署、消防署には申請書に記載頂いた情報全てを提供いたします。その他の関係機関については「住所、氏名、年齢、要援護情報（障害、高齢等の種別）」等の、それぞれの活動に必要な最低限の情報を提供いたします。

（質問3）要援護者名簿に登録すると災害時に必ず助けに来てもらえるのですか？

（回答3）この名簿は、普段からの地域のつながりづくりや緊急時の支援などに利用されるほか、災害時の安否確認にも活用されます。しかしながら、災害時には地域の関係機関の皆さまも被災者となってしまう、行政も様々な支援活動を実施するため、必ずしも要援護者ご本人への速やかな支援が行えるとは限りません。

災害への対策としては、家具の耐震補強や食料の備蓄といったご自身の備えと、普段からの地域のつながりといった共助の部分が非常に大切となります。登録された方には「避難支援プランの作成用紙」を郵送いたしますので、日頃からの地域のつながりづくり等に活用ください。

問い合わせ先

東村山市健康福祉部 高齢介護課

電話042-393-5111（代表）

FAX042-395-2131